

保護者の皆様へ

令和3年度 就学援助のお知らせ

狭山市では、経済的な理由により公立小・中学校で必要な学用品の購入や給食費の支払が困難な保護者に対して、必要な費用の一部を援助しています。

申請期日	認定期間	認定日	結果通知日
令和3年6月30日	令和3年7月～令和4年6月まで	令和3年7月1日	令和3年 8月上旬(予定)
毎月末日 (令和4年5月末日まで)	年度途中申請 申請の翌月～令和4年6月まで	申請日の翌月の1日	申請日の翌月中旬

1. 対象となるご家庭

次のいずれかに該当し教育委員会が認める方

- ・児童扶養手当を受けている世帯※注1（特別児童扶養手当ではありません。※注2）
- ・世帯全員の所得額の合計が狭山市教育委員会の定める基準額未満の世帯
- ・生活保護が停止又は廃止となった世帯

2. 援助の内容

給食費・学用品費等・新入学学用品費・校外活動費・修学旅行費・生徒会費・卒業アルバム代等・オンライン通信費・医療費（平成30年度より医療費は一部の方を除いて原則支給されません。こども医療費助成制度をご利用ください）

給食費については、認定が確定するまで保護者の口座から引落としされます。（給食費の口座振替・返金などの取扱いについては、各学校にお問い合わせください。）

3. 申請書の配布と申請場所

- ・申請書の配布 → 小・中学校 又は 学務課（市役所5階） 又は 狭山市のホームページ
- ・申請場所：在籍する小・中学校 又は 学務課（市役所5階）
（同一世帯に小学生と中学生がいる場合は、いずれかに1部のみ提出して下さい。）

4. 申請書類

- ・申請書（令和3年度）※注3・4
- ・預金通帳のコピー等、振込先口座情報がわかる書類 ※必須
- ・添付書類（裏面参照）

5. 所得の目安

（平成24年度の生活保護基準額の1.3倍未満 世帯の合計所得を基に審査）

世帯人員	世帯構成	前年の世帯の所得額
2人	親 29歳・子 6歳	2,098,000 円未満
3人	親 33歳・子 6歳・子 3歳	2,578,000 円未満
4人	父 43歳・母 37歳・子 6歳・子 3歳	2,687,000 円未満
4人	父 38歳・母 35歳・子 12歳・子 8歳	3,212,000 円未満
5人	父 43歳・母 40歳・子 15歳・子 10歳・子 3歳	3,488,000 円未満

※所得額はあくまで目安です。お子様のご年齢等で結果が変わります。詳しくはお問い合わせください。

【裏面もご覧ください】

6. 注意事項

※注1. 年度途中で児童扶養手当が支給停止になった場合(継続できなかった世帯)は、就学援助が廃止となり、返金が発生する可能性があります。

※注2. 特別児童扶養手当とは精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

※注3. 書類に不備がある場合は「否認定」となります。提出の際は記入漏れなどが無いか今一度ご確認ください。

※注4. 前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告後に申請してください。 (**未申告の方がいる場合は「否認定」となります**)

(扶養に入っている方を除き20歳以上の方は、全員所得の申告をしていただくか、課税証明書等をご提出してください。)

※申請の期日には十分ご注意ください。認定日は申請日の翌月となり、遡っての認定は行いません。

※認定後に結婚や離婚、住所異動など、世帯の状況に変更があった場合は、必ず学務課までご連絡ください。 場合によっては就学援助費を一部返金していただくこともあります。

<問い合わせ> 狭山市教育委員会学務課学事担当

☎04-2953-1111 内線5656

